

談合情報対応マニュアル

入札前又は入札後に、報道関係あるいは業界、住民等から入札に係る談合情報（電話、文書、来訪等）が寄せられた場合の対応は、原則として、次により行う。

1 情報の確認

情報の確認は、その後の対応等を決める上で重要であり、できる限り詳しく内容の聞き取りを行う。

(1) 通報者の確認

対応職員の職・氏名を明らかにし、通報者の住所・氏名・職業・連絡方法等の確認をすること。

なお、通報者が報道機関の場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

(2) 通報内容の確認

次の点に留意の上、通報の内容を、できる限り具体的に確認すること。

ア 工事名

イ 疑惑の内容（いつ、どこで、だれが、なにを、どうしたのか等）

ウ 情報源は、どこか。

エ 他の機関等への通報状況

(3) 通報者への示唆

ア 通報内容が具体的に確認できなかった場合は、通報者に対して、その後の調査等ができない旨を示唆すること。

イ 通報内容が具体的に確認できた場合は、通報者に対して、必要な調査、措置等を行う旨を伝えること。

2 通報内容確認後の対応

(1) 通報内容が具体的に確認できなかった場合

所長等は、速やかに通報の内容を主管課へ報告すること。

(2) 通報内容が具体的に確認できた場合

ア 所長等は、速やかに通報の内容を主管課へ報告すること。

イ 主管課は、報告の写しを、公正取引委員会へ送付すること。

3 通報の時期による対応

調査（事情聴取）を行うため、通報の時期により、次のように対応する。

なお、通報内容が具体的に確認できない場合は、これ以降の対応は必要ない。

(1) 入札前に通報があった場合

所長等は、必要があれば入札を延期し、その旨を入札参加者に通知するとともに、その通知書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、報告書の写しを、公正取引委員会へ送付すること。

(2) 入札後に通報があった場合

ア 契約締結前に通報があった場合

所長等は、落札決定者との契約締結を保留し、その旨を当該工事の落札者に通知するとともに、その通知書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

イ 契約締結後に通報があった場合

所長等は、原則として、工事を一時中止し、その旨を当該工事の請負業者に通知するとともに、その通知書及び契約書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

4 調査（事情聴取）・調書の作成

(1) 入札参加者（入札辞退者を含む。）の事情聴取

入札参加者に対し、個別に通報内容に基づき事情聴取を行うこと。

(2) 工事費内訳書

入札後において調査を行う場合、入札参加者から直ちに当該工事の工事費内訳書を提出させ、内容等について照合すること。

(3) 事情聴取者

原則として、所長等が事情聴取を行い、少なくとも 2 人以上の職員が立会すること。

(4) 事情聴取調書の作成

所長等は、事情聴取後、速やかに、事情聴取調書を作成し、その写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

5 調査（事情聴取）後の対応

(1) 調査の結果、談合の事実が確認できなかった場合

ア 入札前の場合

所長等は、入札を延期している場合は、その解除を行い、入札参加者に解除の通知を行うとともに、入札参加者から誓約書を提出させて後、入札を再開し、解除の通知

書及び誓約書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

イ 入札後の場合

① 契約締結前の場合

所長等は、契約保留の解除を行い当該工事の落札者に通知するとともに、落札者から誓約書を提出させた後、契約を締結し、その通知書及び誓約書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

② 契約締結後の場合

所長等は、工事を一時中止している場合は、その解除を行い当該工事の請負業者に通知するとともに、請負業者から誓約書を提出させた後、工事を再開し、その通知書及び誓約書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

(2) 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合

ア 入札前の場合

当該入札の中止を決定し、入札参加者にその旨を通知するとともに、その通知書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

なお、この場合は、原則として、改め入札を行うこと。

イ 入札後の場合

① 契約締結前の場合

当該入札を無効扱いとし、当該契約の締結を取り止め、入札参加者にその旨を通知するとともに、その通知書の写しを添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

なお、この場合は、原則として、改め入札を行うこと。

② 契約締結後の場合

当該工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かの判断をすること。

(この場合は、必ず主管課と協議すること。)

なお、原則的には当該契約を解除することとするが、この場合、請負業者にその旨を通知し、出来高検査（打切精算）を行い請負業者に精算金を支払うとともに、その通知書の写し及び出来高検査調書を添付の上、主管課へ報告書を提出すること。

主管課は、上記報告書の写しを、速やかに公正取引委員会へ送付すること。

なお、この場合、残りの工事については、新たに入札の手続を行うこと。

- (3) 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、きわめて疑わしい場合
- ア 入札前の場合
「公正な入札執行の秩序を乱すおそれがある」として、前記(2)のアと同様の措置を行うこと。
 - イ 入札後の場合
5の(1)のイと同様の措置を行うこと。

6 その他

(1) 指名停止の措置

ア 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合は、各部局の指名停止措置要領等に基づく措置を行うこと。

イ 調査の結果、談合の事実が確認できなかった場合及び談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合は、原則として、関係機関の判断を待って、指名停止措置要領等に基づく措置を行うこと。

なお、談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合は、指名停止措置要領に基づき「指名停止に至らない事由に関する措置」として、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うこと。

ウ 各部局の主管課は、指名停止等の措置を行う必要がある場合は、必ず土木建築部技術管理課と協議すること。

(2) 主管課との協議

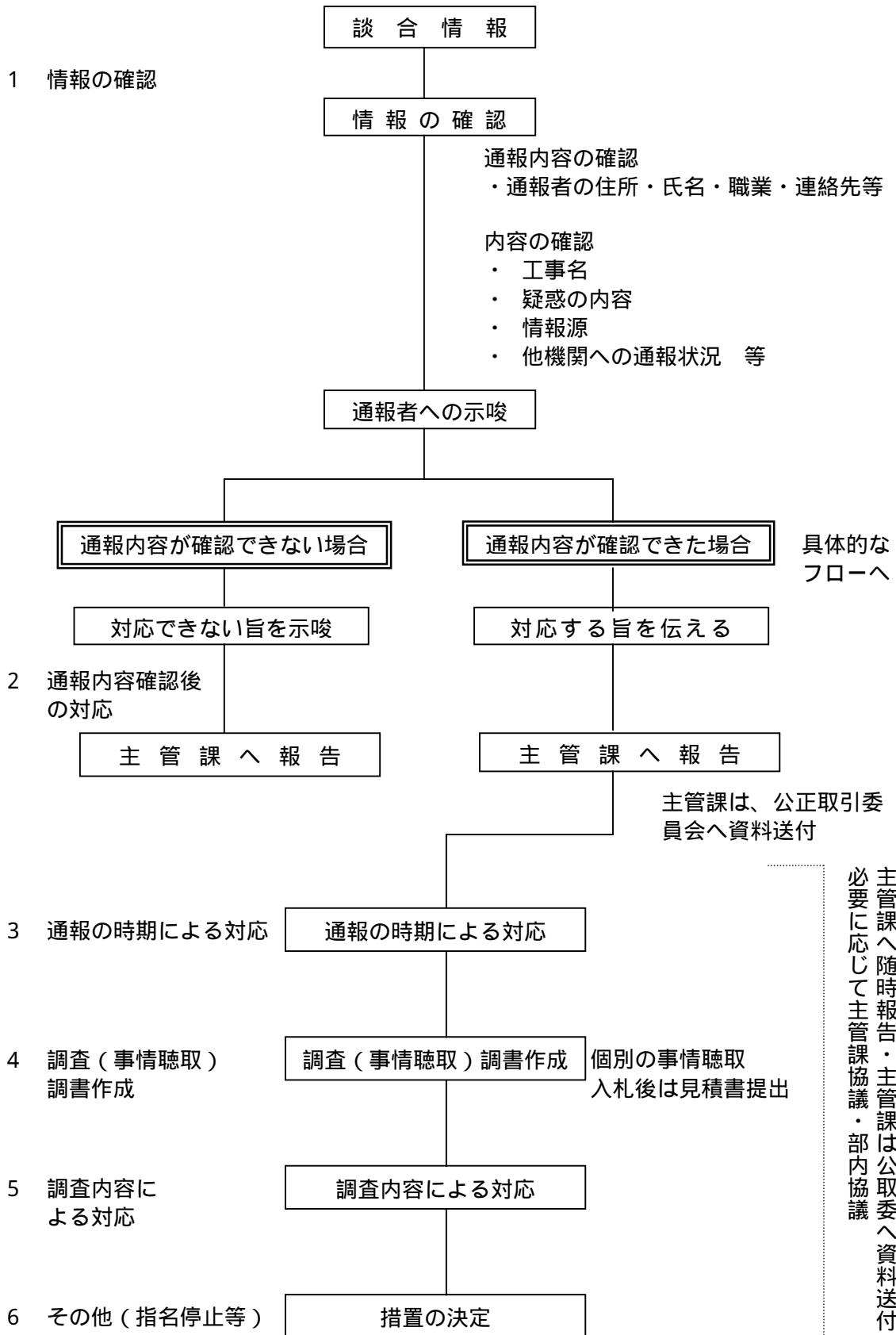
所長等は、逐次主管課に報告を行い、必要によっては協議を行うこと。

(3) その他

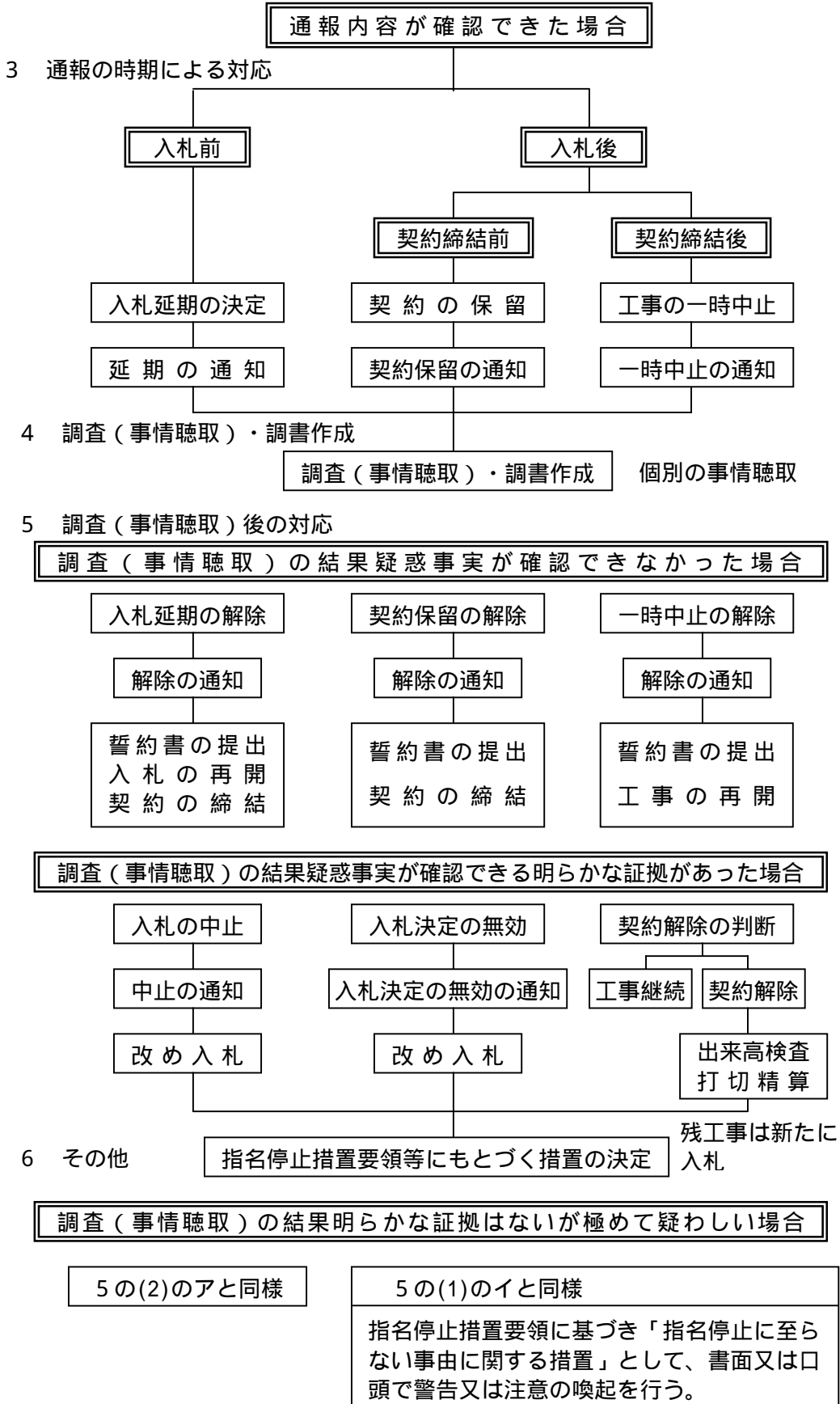
ア 各部局の主管課は、調査の必要がある談合情報があった場合は、速やかに土木建築部監理課へ報告し、その後の対応状況についても逐次報告すること。

イ このマニュアルにより対応し難い事態が生じた場合は、各部局において十分検討し慎重に対応すること。

談合情報対応マニュアル基本フロー



通報確認後の具体的な対応マニュアル



主管課へ随時報告 ・ 主管課は公取委へ資料送付

談合情報対応マニュアル運用上の留意事項

1 情報の確認

(1) 通報者の確認

通報者が報道機関の場合は、可能な限り情報源の入手に努めること。

(特に通報内容が具体的でないものについては、発注者としては、今後の対応が困難な旨を説明する等、理解を得るように努めること。)

(2) 通報内容の確認

談合情報の通報があった場合は、必ず聴取表を作成すること。

(3) 通報者への示唆

通報内容が具体的に確認できない場合の通報者への示唆については、発注者としては、その通報内容では、後の調査等ができない理由や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」という。)等を説明し、通報者の理解が得られるように努めること。

どうしても理解が得られない場合には、独禁法違反に関することについては、公正取引委員会が所管している旨を伝える。

2 通報の時期による対応

(1) 入札の延期、契約締結の保留、工事の一時中止

通報内容が具体的に確認できた場合の、入札の延期、契約締結の保留及び工事の一時中止については、通報の内容(聴取表)により、所長等が的確に判断し必要な措置を講ずること。

なお、工事の一時中止については、工事現場の状況等により、種々の問題が生じる恐れがあるため、慎重に対処すること。

3 事情聴取

(1) 事情聴取は、事前に聴取り事項を整理した事情聴取調書を作成し、全入札参加者を対象に個別に行うこと。

この場合、事情聴取の内容(聴取り事項等)について、入札参加者相互に情報を交換するような機会等を与えないための措置を講ずること。

[参考例]

- 事情聴取についての連絡を午前中に行い、午後から事情聴取を行う。
- 聴取に際して、全員を集合させ、順次聴取を行い終了したものは帰宅させる等の措置を講ずる。

(2) 工事費内訳書

入札前に談合情報があった場合は、談合の有無（そのまま従来の指名業者で入札を執行する場合又は指名業者を入れ替え改め入札をする場合）にかかわらず、当該工事の第1回目の入札に際し、工事費内訳書の提出を求めること。この場合、入札参加者へ事前に電話等でその旨を伝えること。

なお、工事費内訳書の内容等の照合は、設計額及び入札参加者同士の大項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）毎に照合を行い（照合表等を作成）、談合情報との関連について調べること。

4 調査（事情聴取）結果の判断基準

(1) 談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合

談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合とは、事情聴取の結果すべての業者が談合の事実を肯定した場合や落札業者を決定した一覧表等を入手した場合等をいう。

(2) 談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合

談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合とは、事情聴取の結果、複数以上の業者が、談合の事実を肯定しているような場合やほとんどの業者が、談合の事実を否定しているが、入札前に何らかの会合を行った事実を肯定しているような場合等をいう。

5 本庁協議

談合情報に対する対応は、速やかに行う必要があり、原則として、所長等が対応することとなるが、社会的影響が考えられるものや損害賠償請求等の恐れがあるもの等については、慎重に対処する必要があるため、必ず各部局主管課と事前に協議すること。

6 その他

談合情報には様々な形態があり、マニュアルどおりにならない場合も予想されるが、主管課等と連絡を密にし、的確な措置を講ずること。

談合情報聴取書			
通報日時	年 月 日 () :	受信者・職	
通報の方法	電話 書簡 面接 その他 (氏 名	
通 報 者	匿名	報道機関	通報者が明らかな場合
		記者名	住所 氏名 職業、電話等
聴 取 内 容			
工 事 名		入札 (予定) 契 約 年 月 日	
談合の日時	(いつ)		
談合場所	(どこで)		
参加者等	(だれが) ・ 会合提案者、参加者、世話人的存在者、主な発言者等。		
談合内容及び結果	(なにを、どうしたのか) ・ 落札者の決定、入札価格の決定、下請けの話、関連工事の話等。		
談合情報と通報者の関連等	(情報源) ・ どのだれから話を聞いた、その会合に出席していた、だれとだれが話をしていたのを聞いた等。 ・ 報道機関の場合、可能な限り情報源の入手に努めること。 ・ 情報を裏づけるものがあるか等。		
他の機関への通報状況	・ ほかにどこかへ通報しているか等。		
通報者への対応			
対 応			
通報時期による対応	入札前 ・ 入札後 ・ 契約締結後		
事情聴取の要否	要 ・ 否	聴取予定場所日時	
特記事項			

1. この様式は、標準的なものであり通報内容等によっては、様式変更可 (A4版)
2. 入札の通知及び入札参加指名調書 (一般競争入札の場合は、公告及び入札参加申請書) の写しを添付

第 号
年 月 日

主 管 課 長 殿

所 長 等

談合情報に関する報告（報）

工事の入札に係る談合情報について、別添資料のとおり対応したので報告します。

[別添資料]

- 1 談合情報聴取書（写）
- 2 入札の通知及び入札参加指名調書（一般競争入札の場合は、公告及び入札参加申請書）の写し
- 3 入札の延期・中止（解除）通知書の写し
- 4 契約の保留（解除）・入札決定の無効通知書の写し
- 5 工事の一時中止（解除）通知書の写し
- 6 誓約書の写し
- 7 事情聴取調書の写し（入札後は、見積書の写しを添付）
- 8 その他

（該当する項目に○を付けること）

注 業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局

殿

中国事務所長

山口県 部（局） 課長

談合情報に関する資料の送付について（ 報）

山口県 部（局）所管の 工事の入札に係る談合情報に関する資料を、
別添のとおり送付します。

[別添資料]

- 1 談合情報聴取書（写）
- 2 入札の通知及び入札参加指名調書（一般競争入札の場合は、公告及び入札参加申請書）の写し
- 3 入札の延期・中止（解除）通知書の写し
- 4 契約の保留（解除）・入札決定の無効通知書の写し
- 5 工事の一時中止（解除）通知書の写し
- 6 誓約書の写し
- 7 事情聴取調書の写し（入札後は、見積書の写しを添付）
- 8 その他

（該当する項目に○を付けること）

注 業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

決							
裁							

延期
 入札の (解除) について
 中止

伺

延期
 下記の理由により入札の (解除) をしてよろしいか伺います。
 中止

施工年度	年度	事務所	
工事名	年災	第 号	工事
	第 工区		
工事場所			
設計額			
入札予定 (変更) 年月日	年 月 日		
延期 (中止) 年月日	年 月 日		
解除 年 月 日	年 月 日		
延期 (中止) 期間	日 間		
延期 (中止) の理由			

注 業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

第 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇殿

〇〇〇〇〇〇所長

延期
入札の (解除) 通知書
中止

施工年度	年度	事務所	号
工事名	年災 第 工区	第	号 工事
工事場所			
設計額			
入札予定 (変更) 年月日	年 月 日		
延期 (中止) 年月日	年 月 日		
解除 年 月 日	年 月 日		
延期 (中止) 期間	日 間		
延期 (中止) の理由			

注 業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

決							
裁							

契約の 締結保留（解除） について

伺

下記の理由により、契約の締結保留（解除）をしてよろしいか伺います。

施 工 年 度	年 度	事 務 所	
工 事 名	年 災	第 号	工 事
	第	工 区	
工 事 場 所			
入 札 月 日	年	月	日
設 計 金 額			契 約 見 込 金 額
落 札 業 者	業 者 名		代 表 者 名
	住 所		
契 約 締 結 の 保 留 年 月 日		年	月 日
解 除 年 月 日		年	月 日
保 留 期 間		日 間	
保 留 の 理 由			

注業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

第 号

年 月 日

殿

所 長 等

契約の 締結保留（解除） 通知書

施工年度	年度	事務所	
工 事 名	年災	第 号	工事
	第 工区		
工 事 場 所			
入 札 月 日	年 月 日		
落札決定金額			
落 札 業 者	業者名		代 表 者 名
	住 所		
契 約 締 結 の 保 留	年 月 日	年 月 日	
解 除	年 月 日	年 月 日	
保 留 期 間	日 間		
保 留 の 理 由			

注業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

決							
裁							

入札の無効の決定について

伺

下記の理由により、入札の無効の決定をしてよろしいか伺います。

施工年度	年度	事務所	
工 事 名	年災	第	号
	第	工区	工事
工事場所			
入札月日	年	月	日
設計金額			落札決定金額
落札業者	業者名		
	住 所		
入札の無効の決定年月日		年	月 日
無 効 の 理 由			

注業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

第 号
年 月 日

殿

所 長 等

入札の無効の決定通知書

施 工 年 度	年 度	事 務 所	第 号
工 事 名	年 災	第 号	工 事
	第 工 区		
工 事 場 所			
入 札 月 日	年 月 日		
落 札 決 定 金 額			
落 札 業 者	業 者 名		代 表 者 名
	住 所		
入 札 の 無 効 の 決 定 年 月 日		年 月 日	
無 効 の 理 由			

注 共同企業体、業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

(入札前)

誓 約 書

年 月 日

所長（入札執行者）殿

指名業者

所在地

会社名

代表者名

年 月 日に入札が執行される（工事名）工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、落札後、同法等に抵触する行為が明らかになった場合は、契約の解除を含め、いかなる措置を行われても、異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

（ 担当者：
電話番号： ）

注 共同企業体、業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

(入札後契約締結前)

誓 約 書

年 月 日

所長（入札執行者）殿

指名業者

所在地

会社名

代表者名

年 月 日に入札が執行された（工 事 名）工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、同法等に抵触する行為が明らかになった場合は、契約の解除を含め、いかなる措置を行われても、異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

（ 担当者：
電話番号： ）

注 共同企業体、業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

(契約締結後)

誓 約 書

年 月 日

所長（契約担当者）殿

請負業者

所在地

会社名

代表者名

年 月 日に（契約担当者）と（請負業者）との間で契約を締結した（工事名）工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、同法等に抵触する行為が明らかになった場合は、契約の解除を含め、いかなる措置を行われても、異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

（ 担当者：
電話番号： ）

注 共同企業体、業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

決							
裁							

伺

次により、工事請負契約を解除してよろしいかお伺いします。

第 号
年 月 日

(請負業者)

所在地

会社名

代表者名 殿

(契約担当者) 印

工事請負契約の解除について

年 月 日付けで貴殿と請負契約を締結した下記工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があったため、工事請負契約書第 条第 項の規定及び 年 月 日付けで貴殿から提出された誓約書により契約を解除します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負金額
- 4 工期

注 共同企業体、業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。

第 号
年 月 日

(請負業者)

所在地

会社名

代表者名 殿

(契約担当者) 印

工事請負契約の解除について

年 月 日付けで貴殿と請負契約を締結した下記工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があったため、工事請負契約書第 条第 項の規定及び 年 月 日付けで貴殿から提出された誓約書により契約を解除します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負金額
- 4 工期

注 共同企業体、業務委託の場合は、この書式に準じて作成すること。